

## 府中基地跡地留保地活用基本方針



平成 2 8 年 2 月

府 中 市

## 目 次

はじめに	1
1 府中基地跡地の概要と経過	2
2 府中基地跡地留保地の現状	4
3 府中基地跡地留保地の課題	8
4 府中基地跡地留保地活用の基本理念と基本原則	9
5 府中基地跡地留保地の想定し得る活用方法	11
6 利用計画策定に向けた今後のスケジュール	13
7 参考資料	14

## はじめに

府中基地跡地については、昭和51年の国有財産中央審議会答申による「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（いわゆる「3分割有償払下げ方式」）及び昭和56年の同審議会答申「府中空軍施設返還国有地の処理の大綱について」において、国利用、地元公共利用及び留保地の3分割案が示されました。

これにより、国利用として、航空自衛隊府中基地、地元公共利用として、都立府中の森公園、生涯学習センター、府中の森市民聖苑等の開設が実現しましたが、残された土地については、米軍への提供財産（通信施設）を取り囲む状態で留保地となりました。また、それに続く、昭和62年の同審議会による「留保地答申」においても、留保地の処理について「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方が示され、引き続き、本留保地においては未利用の状態が続いていました。

その後、平成15年の財政制度等審議会答申において、今後の留保地の取扱いについては、「原則利用、計画的有効活用」へと方針転換されました。これを受け、本市は、国等の関係機関との協議の上、平成20年に、本留保地における「国立医薬品食品衛生研究所」の移転及び「国家公務員宿舎」の建設を想定した利用計画を策定し、国へ提出しました。

しかしながら、平成23年から平成24年にかけて、両施設の移転及び建設が中止となり、現在、改めて利用計画を策定する必要が生じています。

このような状況において、本留保地を含む大口返還財産（留保地）については、地元地方公共団体が主体となり、地域のニーズを十分に踏まえた上で、国（財務省）へ提出する利用計画を策定し、当該計画に基づいて有効な活用を図ることとされています。

この度作成した「府中基地跡地留保地活用基本方針」は、地元自治体である本市が、約15ヘクタールという市内に残された貴重な土地を、将来にわたって有効に活用するための利用計画の策定に向け、その前段として所要の条件の整理や現状と課題の分析を行った上で、本留保地の活用に向けた基本的な考え方を示すものです。

今後は、本基本方針を基軸としながら、市民の要望・意見なども伺い、十分に精査を行いながら、現在及び未来の市民にとって最適な利用計画の策定を進めてまいります。

# 1 府中基地跡地の概要と経過

## 【所在地】

府中市浅間町1丁目

## 【活用状況及び面積】

(単位：h a)

用途	主体	処理済面積	未処理面積
公園	東京都・府中市	17.7	—
文教施設	府中市	3.7	—
社会教育施設	府中市	1.0	—
斎場	府中市	1.2	—
道路	府中市	1.9	—
自衛隊	防衛省	17.8	—
留保地	財務省	—	15.5
計	—	43.3	15.5

上記一覧は、米軍通信施設 1.0 h a を除くものです。

## 【位置図】



## 【経過】

- 昭和 14.05 陸軍省が陸軍燃料廠<sup>しょう</sup>を設置する。
- 昭和 20.09 米軍が接收（60.8ha）する。
- 昭和 32.07 航空自衛隊用地として一部返還（7.3ha）される。  
※ 昭和 40 年及び 42 年にも一部返還される。
- 昭和 50.06 米軍通信施設を除き返還（54.1ha）される。
- 昭和 51.06 国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（3分割答申）において、返還財産を(1)地元公共団体利用、(2)政府関係機関利用、(3)留保地として取り扱うこととなる。
- 昭和 56.11 同答申「府中空軍施設返還国有地の処理の大綱について」において、当該返還財産を、(1)公園用地、(2)公共公益施設用地、(3)自衛隊用地、(4)留保地として処理するものとされる。
- 昭和 62.06 同答申「大口返還財産の留保地の取扱いについて」（留保地答申）において、留保地の取扱いについては、「原則留保、例外公用・公共的利用」とされる。
- 平成 元 08 国により、国立衛生試験所（当時）の留保地への移転方針が決定する。
- 平成 08.03 市が、米軍通信施設の移設及び早期返還について、東京都及び防衛施設庁東京防衛施設局（当時）に要望する。
- 平成 08.07 府中の森市民聖苑が開設し、本留保地以外の返還財産の処理が確定する。
- 平成 15.06 財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」において、留保地の取扱いについては、「原則利用、計画的有効活用」へと方針転換され、国から 5 年を目途に基地跡地利用計画の策定を要請される。
- 平成 20.10 市が、本留保地を、(1)国家公務員宿舎の配置を前提とした「住宅ゾーン」、(2)国立医薬品食品衛生研究所の移転を前提とした「研究施設ゾーン」、(3)「公園緑地ゾーン」の 3 分割利用とする利用計画を、国へ提出する。
- 平成 21.09 国立医薬品食品衛生研究所による、生態系調査が公表される。
- 平成 22.04 国立医薬品食品衛生研究所による、土壌概況調査が公表される。
- 平成 23.12 行政刷新会議（事業仕分け）における国家公務員宿舎整備計画凍結等を受け、国家公務員宿舎建設が中止される。
- 平成 24.09 国立医薬品食品衛生研究所の川崎市への移転決定を受け、府中市への移転が中止される。これにより、利用計画の実現が白紙の状態となる。
- 平成 25.03 市が、米軍通信施設の返還について、防衛省北関東防衛局へ要望するとともに、東京都に対し情報提供及び協力を依頼する。
- 平成 26.02 市が、東京都に対し、都立公園整備の打診を行った結果、実施は困難であるとの回答を得る。
- 平成 26.08 市が、東京都に対し、公園以外の利用意向を照会した結果、警視庁と教育庁において将来的に利用する可能性があるものの、詳細については引き続き検討を要するとの回答を得る。
- 平成 27.02 市庁内に府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチームを発足し、庁内において利用計画の見直しに向けた本格的な検討を開始する。

## 2 府中基地跡地留保地の現状

本留保地内部の状況は、2棟のパラボラアンテナを始めとする当時の建物が除去されることなく存在するなど、ほぼ返還当時のままとなっています。また、長い月日の経過により樹木が生い茂っています。

その状況は、本留保地の周囲からも垣間見ることができますが、建物は、風雨や植物による損傷が激しく、一部の木造建物で倒壊の危険性もあります。また、樹木が本留保地の外部までせり出している箇所もあり、特に西側の小金井街道への影響が顕著で、市民の住環境に支障を来たしています。

現在、管理者である国（財務省関東財務局）により定期的に警備、除草等の対応が取られておりますが、防災・防犯や交通安全の観点から市民の不安を招いているのが現状です。

さらに、小金井街道は、歩道部分が狭小であり、バス停もあることから、自転車と歩行者のすれ違いなどにおいて危険を伴い、歩道の拡幅について市民や市議会から、度々、改善を求める要望をいただいています。

加えて、近年はインターネットの普及やいわゆる廃きょブームの影響から、不法侵入が発生するなど、防犯対策についても課題となっています。

以上を踏まえ、本項において土地利用や周辺道路の現況を確認した上で、次の項においてそこから浮かび上がる課題について考察します。

### 1 本留保地内の動植物等の状況

平成20年10月から翌年7月までに国立医薬品食品衛生研究所が行った現地調査により、本留保地内の植物は、返還前に植栽されたと推察されるサクラなどの樹木が放置され、そこから二次的に成立した植栽樹木群が大半を占めていることが分かりました。

また、同調査の時点では、これらの樹木群を基盤とし、中型哺乳類、鳥類、昆虫類などの生物が生息することが確認されました。

### 2 本留保地周辺の土地利用の現況

- (1) 本留保地に隣接して平和の森公園、美術館通りを挟んだ南側には都立府中の森公園が、また、新小金井街道を挟んだ東側には都立浅間山公園が存在しています。
- (2) 府中市の施設として、府中市美術館、府中の森芸術劇場、生涯学習センター及び府中の森市民聖苑が立地しています。
- (3) 美術館通りを挟んだ南側には航空自衛隊府中基地が、また、本留保地地域に入り組んだ位置に米軍通信施設が存在しています。
- (4) 本留保地に近接する土地利用状況として、小金井街道、浅間山通り及び新小金井街道に囲まれた範囲では、一部に都営住宅を始めとする集合住宅が存在するものの、多くは2階・3階建の戸建住宅中心の低層住宅地となっています。

### 3 本留保地周辺の道路の現況

#### (1) 主要な道路

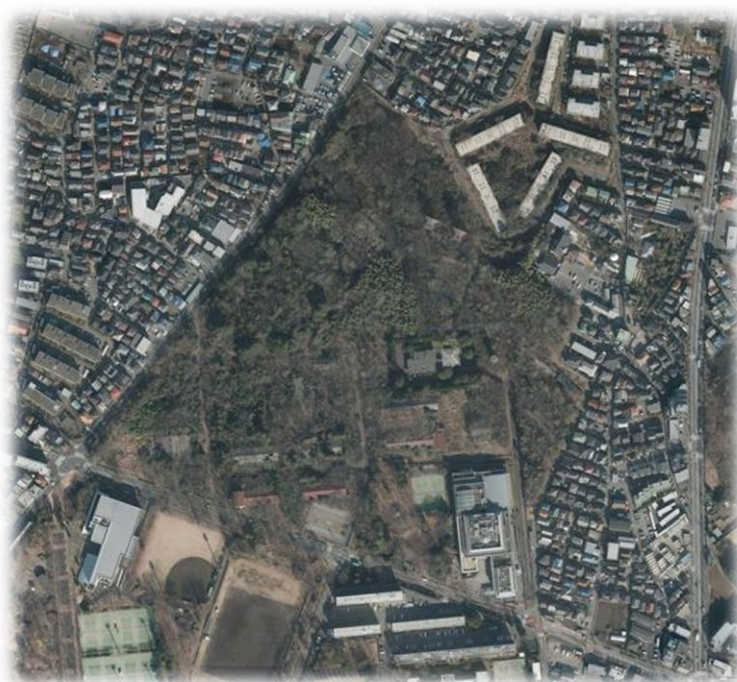
都市計画道路として、小金井街道、浅間山通り及び新小金井街道があります。小金井街道については、歩道が約1メートルと狭く、一部において、本留保地の樹木がせり出すことにより歩行者や自転車の通行の障害となっています。

また、市道である美術館通りは、平成25年3月に生涯学習センターから新小金井街道までの区間が開通しました。

#### (2) その他の道路

戸建住宅中心の土地利用である本留保地周辺では、幅員4メートル程度の位置指定道路（建築基準法第42条1項5号）又は幅員4メートル未満の二項道路（同法第42条2項）が多くなっています。

(航空写真)

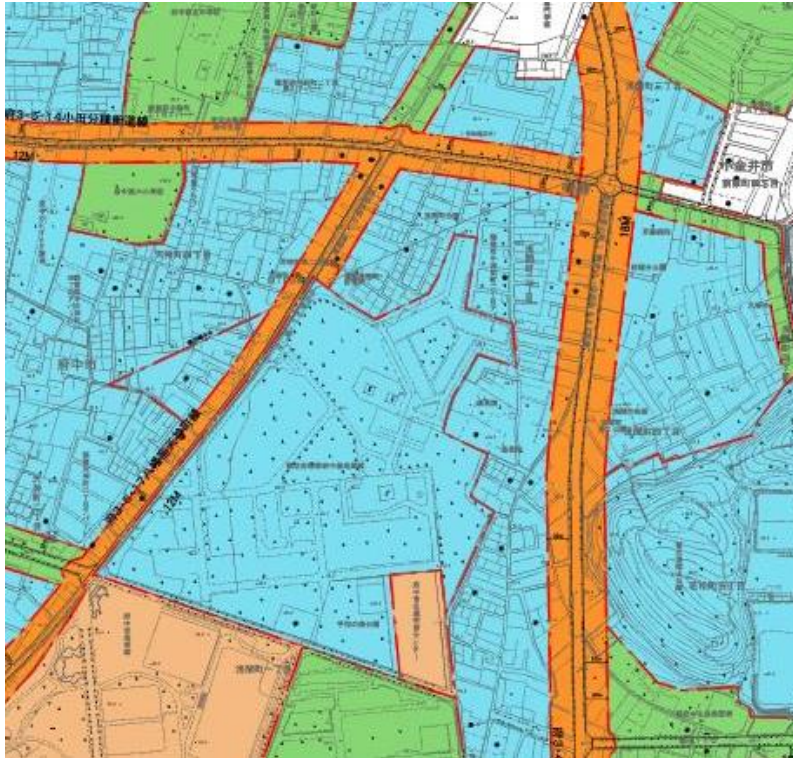


### 4 地域地区指定の現況

本留保地周辺において、次のとおり用途地域等が指定されています。

場 所	用途地域	建ぺい率	容積率
本留保地内	第一種低層住居専用地域	30%	50%
北東部の周辺住宅地	第一種低層住宅専用地域	40%	80%
小金井街道沿道	準住居地域	60%	200%
新小金井街道沿道	準住居地域	60%	300%
本留保地南側の府中基地跡地内	第二種住居地域	60%	200%
	第一種中高層住居専用地域	60%	200%

## (用途地域)



本留保地内の地域地区の指定状況

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 指定建ぺい率：30%
- ・ 指定容積率：50%
- ・ 第1種高度地区
- ・ 日影規制：3 h・2 h
- ・ 防火地域・準防火地域：指定なし

### 用途地域等

- 都市計画道路
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域

## 5 上下水道の現況

本留保地内は、上下水道の敷設がされていません。そのため、本留保地周辺の下水道管の状況を考慮し、当該地の土地利用に応じて、協議により対応する必要があります。

## 6 米軍通信施設の現況

米軍通信施設は、本留保地中央付近に位置し、通信鉄塔と施設1棟が存在しています。これにより本留保地の土地利用に不都合を生じる可能性があります。

本施設については、平成8年及び平成25年に、本市から米軍に対し、防衛施設庁（当時）及び防衛省を通じて移転・撤去の要望を行っておりますが、現在も使用中との回答を得ており、早期解決は困難な状況となっています。

そのため、本施設の存置を前提として計画の検討を進める必要がありますが、今後も本施設の移転・撤去の要望を継続した上で、将来的な移転・撤去の可能性を考慮した、柔軟に対応できる計画となるよう検討する必要があります。

なお、当施設の存在により、土地利用計画に次のような影響を与えることが想定されます。

### (1) 区画道路への影響

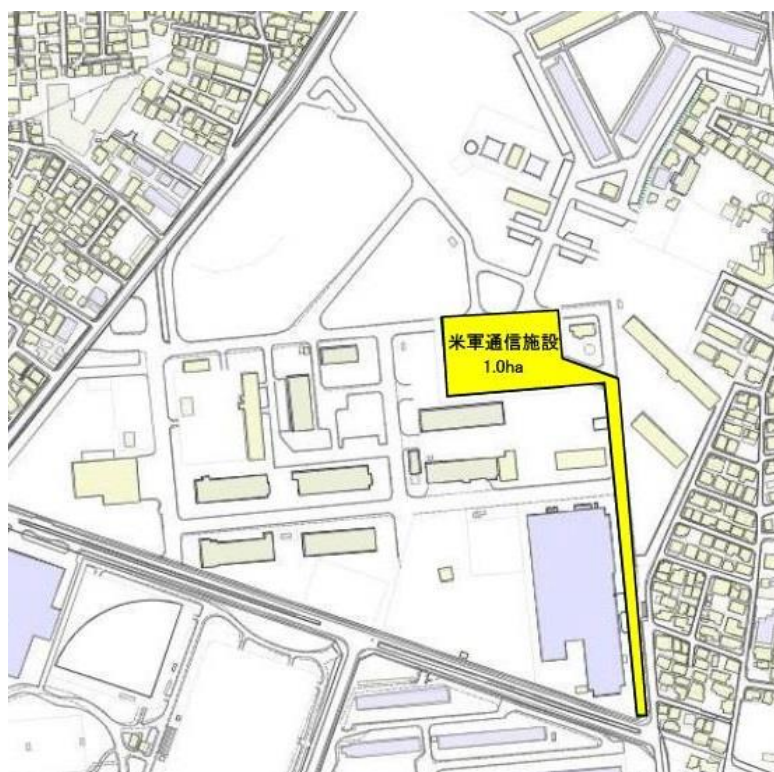
生涯学習センター東側に沿って、美術館通りにつながる区画道路を計画する場合、米軍通信施設が妨げとなり本留保地内に計画することができないため、既存道路の拡幅が必要となります。この問題については、米軍通信施設内の道路を共同利用して道路整備することで解消できると考えられますが、この場合、防衛省等との協議が必要となります。



(2) 土地利用への影響

米軍通信施設に配慮する結果、土地利用の形状が不整形となり、効率の良い配置を計画することが困難となります。また、米軍通信施設を隔てたゾーニングを計画した場合、相互のゾーンの往来時に当該施設をう回しなければならないなどの影響が生じる可能性があります。

(米軍通信施設)



### 3 府中基地跡地留保地の課題

前項で確認した本留保地及びその周辺の現況を踏まえ、利用計画の策定に当たっては、次の項目を課題と捉え、検討を進めます。

1 本留保地及びその周辺の地域地区指定を踏まえ、周辺の住居等と調和する環境形成の誘導を図る必要があります。また、利用計画の内容に応じて、隣接地の地域地区指定との整合を図りながら、本留保地内の地域地区指定の見直しを行うことについても検討する必要があります。

さらに、東京都が定める「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」においては、「用途地域等の変更に際しては、都市機能の更新、都心居住の推進、住環境の保全など地区の課題にきめ細かく対応し、地域の特性に応じた目指すべき市街地像を実現するため、必要な事項を原則として地区計画に定める」としているため、地区計画の設定についても検討する必要があります。

2 北東部の周辺住宅地の不十分な道路基盤の改善を図るとともに、本留保地と幹線道路との主要なアクセス路の確保が必要となります。

3 小金井街道の歩道の狭さを改善するため、本留保地整備による歩行者空間の確保が必要となります。

4 米軍通信施設については、現時点において、移転・撤去の見込みがないことから、本施設の存置を前提として検討を進める必要があります。

5 生涯学習センター東側については、区画道路の延伸部分について、既存道路の拡幅が必要となります。この点については、米軍通信施設の通路部分を共同利用して道路整備できることが望ましいと考えられます。

6 第2次府中市環境基本計画等の内容を踏まえ、周辺環境と調和した利用計画を策定する必要があります。また、緑地の保全については、東京都の「自然の保護と回復に関する条例」（自然保護条例）についても遵守する必要があります。

7 下水道については、本留保地周辺の既設下水道管の状況から、接続先や流出量等について、利用計画策定の段階から配慮する必要があります。

## 4 府中基地跡地留保地活用の基本理念と基本原則

2及び3で確認した本留保地の現状と課題を踏まえ、市民や市にとって最適な利用計画の策定を進めるため、本留保地活用の基本理念を次のとおり設定します。

### 将来を見据え、市民にとって最適な留保地の活用を目指します

また、基本理念に基づき、より具体的な考え方として、今後、利用計画を策定するに当たり根幹となる基本原則を次のとおり設定します。

#### ① 本市の将来の課題や市民のニーズに対応することができる活用とします。

本留保地は、本市に残された未利用地のなかでも最大規模の土地です。これを貴重な財産と捉え、土地利用に当たっては、本市の将来の課題や市民のニーズに最大限に対応することができるものとするため、慎重な調査及び研究を行います。

#### ② 周辺の住環境及び自然との調和が図られた活用とします。

本留保地及びその周辺地域のこれまでの歴史的経過や、府中の森公園及び浅間山公園との緑地の連続性等を考慮し、本留保地の活用に当たっては、できる限り周辺の住環境及び自然との調和を図ることを前提とします。

その上で、小金井街道の歩道拡幅や、樹木のせり出しによる防災・防犯上の問題など、顕在化している課題の解決を図ります。

#### ③ 財政負担を最小限に抑えた活用とします。

国からの本留保地の取得を始め、その後の活用の内容によっては、敷地面積が広大であるため、膨大な経費が必要となる場合が想定されます。

本市の財政事情は、依然として厳しい状況にあることから、用地の取得やその後の活用にあたっては、国等と十分協議を行い、できる限り財政負担を抑えるよう努めます。

#### ④ 民間利用の場合は、適切な規制・誘導策を講じます。

本留保地を民間の利用に供する場合には、周辺の環境に支障を来たすことのないよう、府中市地域まちづくり条例等に基づき、適切な規制や誘導策を講じます。

## ⑤ 市民、関係団体等との協働により推進します。

本留保地は、昭和50年に返還財産となってから現在まで、約40年にわたり未利用地となっており、周辺住民を始めとする市民の生活及びまちづくりに影響を及ぼしてきました。

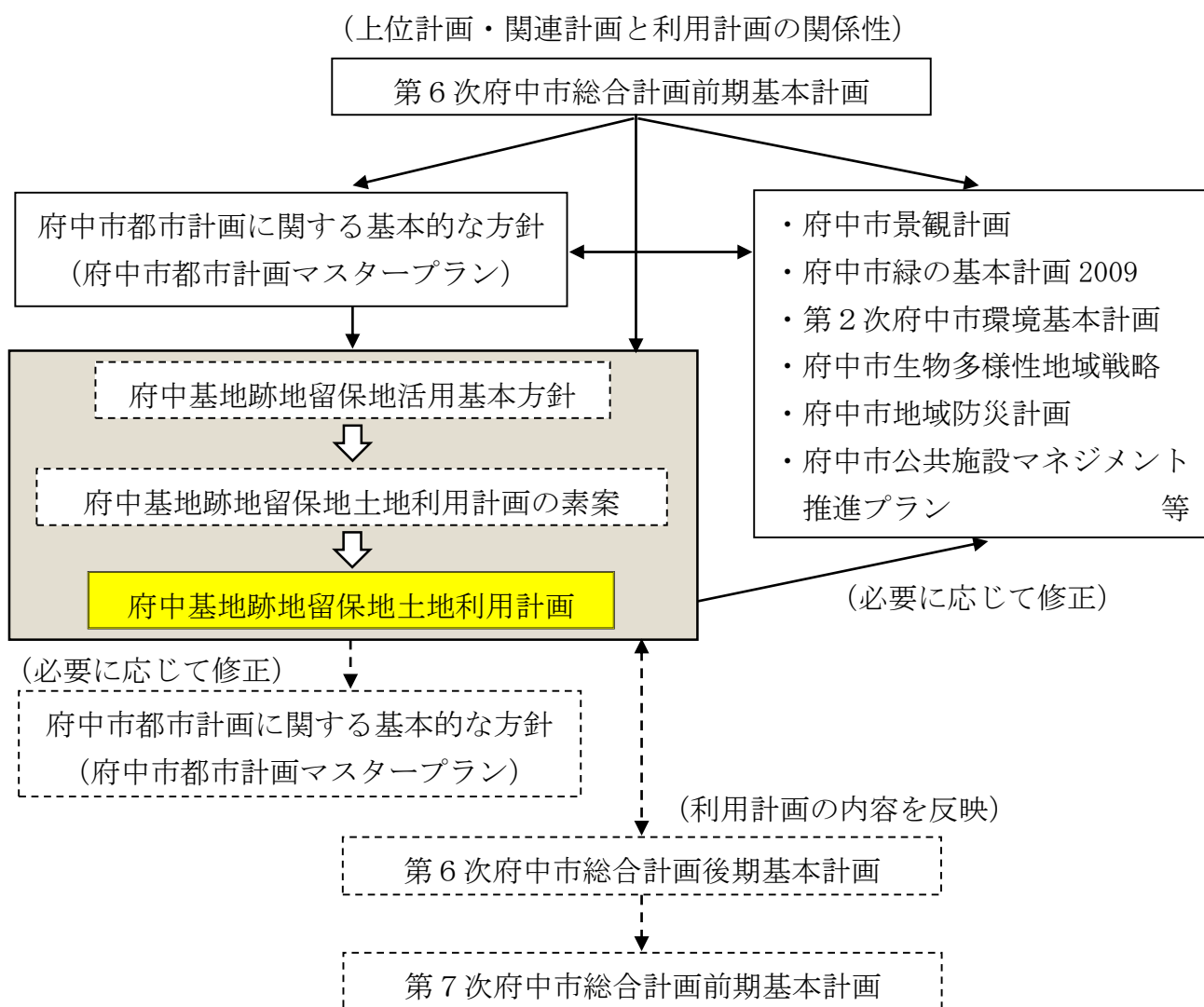
そのため、利用計画の策定に際しては、これまでの経緯を踏まえ、市民の目線に立ち、市民と協働して将来にわたる有効な活用方法を検討します。

また、引き続き、国や東京都を始めとする関係機関との調整を図るとともに、市議会や地元の企業、団体等とも協議等を行いながら検討を進めます。

## ⑥ 上位計画との整合が図られた活用とします。

利用計画の策定に当たっては、本市の進むべき方向性との整合性が図られている必要があるため、第6次府中市総合計画を始めとする本市の上位計画・関連計画の内容に即したものとします。

なお、一部の計画においては、平成20年に策定した前回の府中基地跡地留保地利用計画を加味したものとなっていることから、これらの計画については、新たな利用計画の策定後、必要に応じて、順次見直しを行います。



## 5 府中基地跡地留保地の想定し得る活用方法

本項では、これまで確認した本留保地の現状と課題、そこから導き出した今後の基本理念及び基本原則を土台として、現実的・具体的に想定し得る活用方法について考察します。

本留保地の活用方法としては、大別して、「公共活用」、「民間活用」及び「公共と民間の共存活用」の3通りが想定されます。

### 1 公共活用

#### (1) 国又は東京都による公共活用及び暫定的利用

本留保地の管理者である国又は本市と同様に地元自治体である東京都においては、現在のところ、当該地を公共的に活用する予定はないとのことですが、引き続き、国及び東京都と連絡を密にしながら、当該地の活用に向けた協議を進めます。

#### (2) 府中市による公共活用

本市による公共活用については、今後利用計画を作成した後、土壌汚染、生態系、地下埋設物、埋蔵文化財等の各種調査、府中市地域まちづくり条例に基づく各種手続及び地域地区指定の変更・地区計画の策定等を行う必要があることを想定すると、現時点から、トータルで10年程度の時間を要することが予想されます。そのため、少なくとも10年後、さらには、数十年先の本市の行政需要を念頭に置いた検討が必要となります。

また、本市において土地利用を行う場合は、原則として国から用地を取得する必要があります。

以上を踏まえ、次の2点について検討を進めます。

#### ア 将来を見通した本市の行政需要の調査

全庁横断的に本留保地における長期的な行政需要を調査・研究します。その内容については、各部門における課題や市民のニーズを十分に踏まえたものとします。

#### イ 国有財産（返還財産）の売却条件（用地取得費）の整理

本留保地を含む返還財産については、国が示す「返還財産の処分条件について」において、関係地方公共団体等に対する財政的な措置を設けており、用途区分に応じて売却要件を緩和することができるとしていますので、本要件等を十分に勘案した上で、用地取得を前提とした土地活用について検討を行う必要があります。

### 2 民間活用

平成15年の財政制度等審議会答申において、「原則利用、計画的有効活用」の方針が示され、本留保地の民間による活用も可能とされました。

国による民間に対する財産の処分については、一般競争入札が原則とされていますが、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」において、「当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行

われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる」としています。

また、「留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする」としています。

このため、本市においても、地域まちづくり条例に基づき、開発に対する適切な規制及び誘導を行っていく必要があります。

また、事業用借地権の設定も可能であり、「関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法第 24 条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる」としています。

さらに、学校施設や社会福祉事業施設等については、随意契約による払下げが可能な場合がある（予算決算及び会計令第 99 条第 21 号及び「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」（平成 13 年 10 月 29 日財理第 3660 号）による）とされていますので、利用計画の策定に当たっては、これらの選択肢も考慮した上での検討も必要であると考えられます。

### 3 公共と民間の共存活用（ゾーニングの設定）

本留保地内のゾーニングを行うことで、公共と民間の共存活用も可能となります。その場合、適切な幅員構成と動線に配慮した区画道路等の整備の検討が必要となります。

約 15 ヘクタールという広大な面積を考慮すると、現行の利用計画同様に、公共と民間の併設による活用が現実的であるものと考えられます。

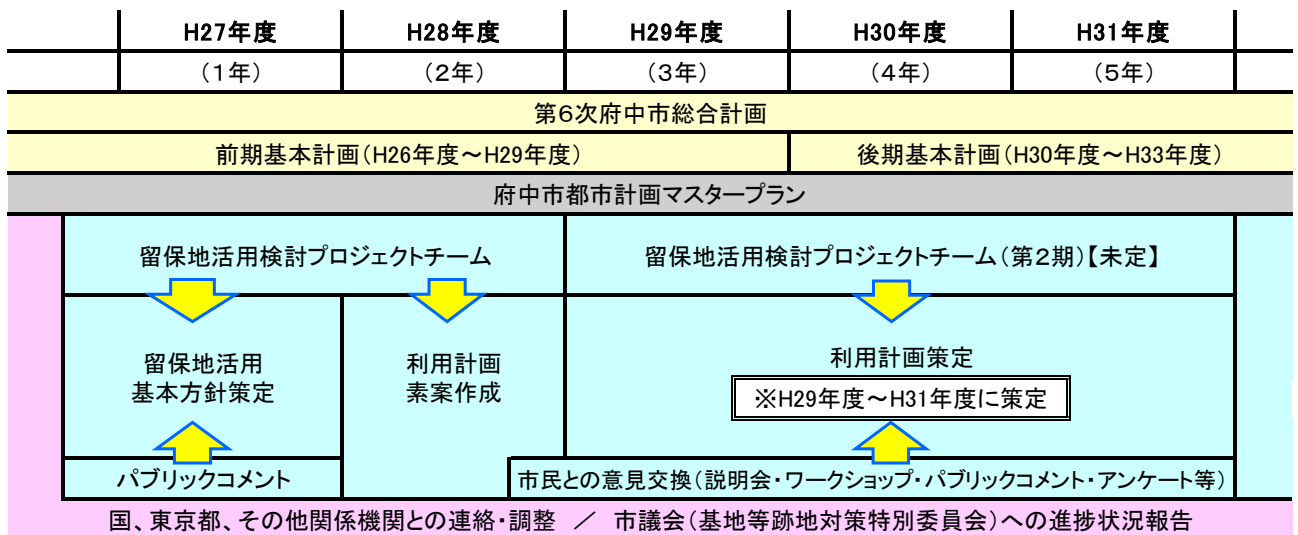
## 6 利用計画策定に向けた今後のスケジュール

「府中基地跡地留保地活用基本方針」の策定に当たっては、庁内の関係部署で構成する府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム（以下「PT」といいます。）を中心に、本留保地所有者である国との連絡、調整を図りながら、平成27年2月から検討を重ねてきました。

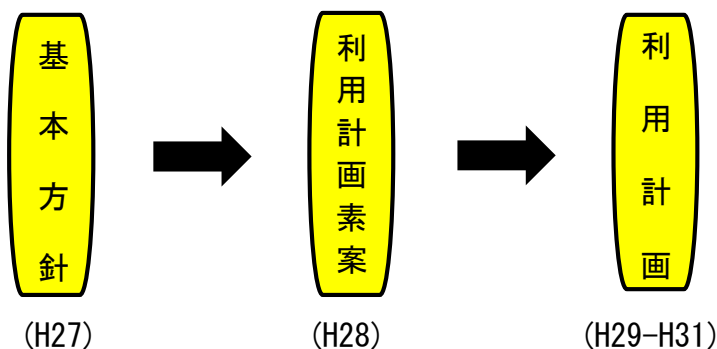
今後は、本基本方針を市として決定した後、PTにおいて、平成28年度中に、本基本方針の考え方を基本とした「府中基地跡地留保地土地利用計画の素案」の作成を行う予定です。

その後、更に1年から3年（平成29年度～31年度）をかけて、PTの素案を基に、市民や関係機関等と意見交換をしながら、利用計画を策定してまいります。

（利用計画策定に向けたスケジュール）



（利用計画策定フロー）



## 7 参考資料

- 資料1 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて・・・・・・・・・・ 15
- 資料2 返還財産の処分条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 資料3 府中基地跡地留保地利用計画（平成20年10月財務省提出）・・・ 24
- 資料4 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム設置要領・・・・・・・・ 29



旧陸軍燃料<sup>しょう</sup>廠（昭和15年頃）



在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成15年6月24日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方にに基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）。

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 利用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

(イ) 留保地を売却する場合の売却条件については、昭和54年12月24日付蔵理第4824号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

(ロ) 留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方公共団体に含めることができる。

（注）この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記の3に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第1節の第1の1の(1)のイ又はロの規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

- (ロ) 関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

(注) 留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

#### ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

#### ニ その他の配慮事項

- (イ) 関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式やPFI(Private Finance Initiative)方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和41年2月22日付蔵国有第339号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第4の5の規定は適用しない。

- (ロ) 関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

#### (3) 民間に対する処分等

##### イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

##### ロ 事業用借地権の設定

- (イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法(平成3年法律第90号)第24条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ロ) 事業用借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成8年6月28日付蔵理第2422号「物納財産等に係る定期借地契約の取扱いについて」通達を準用して処理することができる。

#### ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

#### (4) 国による暫定的利用の拡大

イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効果的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、住宅展示場などの一時使用目的の借地権の設定など速やかな売却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

#### 3 留保地以外の未処理の土地の取扱い

個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地（昭和51年6月21日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうA地区）で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

#### 4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

## 資料2 返還財産の処分条件について

昭和54年12月24日蔵理第4824号

改正平成元年1月31日蔵理第310号

同12年12月26日蔵理第4631号

同15年7月2日財理第2579号

同20年6月30日財理第2745号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）第4条又は第5条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和51年6月21日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和54年11月1日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和53年5月24日付蔵理第2104号「返還財産の処理について」は、廃止する。

### 記

#### 1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和32年1月1日以降に返還されたものに適用する。

#### 2 処分条件

返還財産を、別表第1又は別表第2のA欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表のB欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表のCに定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第1に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第1第10項（4割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項C欄の規定にかかわらず、時価からその4割5分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。
- (2) 返還財産を別表第1第10項A欄の（1）から（3）まで、（7）及び（9）から（12）までに掲げる施設のうち別表第2に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

### 3 優遇措置の適用面積

上記1に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第1の2（1）に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

### 4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表第1 処分相手方が地方公共団体の場合

	A（施設）	B（優遇措置を定める法令の規定）	C（処分条件）
1	(1) 火葬場 (2) 墓地 (3) ごみ処理施設 (4) 屎尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法（昭和23年法律73号）第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法（昭和33年法律第79号）第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第15条（小規模な施設）に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第2条第1項	
6	(1) 緑地 (2) 公園	国有財産法第22条第1項第1号	処分する面積の3分の2に

			ついて無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い
7	<p>(1) 国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令264号。以下「政令」という。）第2条第1項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設）</p> <p>(2) 政令第2条第2項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設）</p> <p>(3) 政令第2条第3項に規定する障害者支援施設</p> <p>(4) 政令第2条第4項に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）</p>	措置法第2条第2項第1号から第4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
8	更生保護事業法（平成7年法律第86号）第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	
9	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）のうち小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校の施設で、政令第2条第7項各号に規定する地域にあるもの	措置法第2条第2項第6号	
10	<p>(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設</p> <p>(2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの</p> <p>(3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第</p>	第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

<p>9 項A欄に掲げる施設以外のもの</p> <p>(4) 同号ニに規定する公民館の施設</p> <p>(5) 同号ホに規定する公立図書館の施設</p> <p>(6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設</p> <p>(7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設</p> <p>(8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第8 項A欄に掲げる施設以外のもの</p> <p>(9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設</p> <p>(10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設</p> <p>(11) 同号ルの規定に基づき政令第3 条第1 項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2 条第1 項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。）</p> <p>(12) 措置法第3 条第1 項第1 号ヲの規定に基づき政令第3 条第2 項に規定する体育館、水泳プール及び運動場</p> <p>(13) 同号ワの規定に基づき政令第3 条第3 項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設</p>		
--	--	--

別表第2 処分相手方が地方公共団体以外の場合

	A (施設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	<p>(1) 社会福祉法人が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設</p> <p>(2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ハに掲げる用に供する施設（同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。）</p> <p>(3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに掲げる用に供する施設</p> <p>(4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ハに掲げる用に供する施設</p>	措置法第2条第2項第1号から4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る。）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
5	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設（私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い



6	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（私立学校法第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
7	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
9	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第8項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りの2分の1について時価売払い

## 府中基地跡地留保地利用計画

### 1 はじめに

府中基地跡地留保地は、昭和 51 年の国有財産中央審議会による「三分割答申」に基づき、当分の間、処分を留保する用地とされてきました。また、昭和 62 年の国有財産中央審議会による「留保地答申」では、留保地の処理について「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方が示され、これまでの間、長年未利用の状態が続いていました。

しかし、平成 15 年 6 月の財政制度等審議会において、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の答申で「原則利用、計画的有効活用」の考え方が示され、本地区についても 5 年程度を目途に、新たな土地利用計画を策定することとなりました。

このため本市では、過去の経緯等も整理しながら、本地区の土地利用の方向性について検討し、協議・調整を図ってきたところ、この度、本地区の利用計画として取りまとめたものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、平成 15 年 6 月の財政制度等審議会における、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の「原則利用、計画的有効活用」答申を踏まえて 5 年程度を目途に、本地区の利用計画を取りまとめたものであり、関係者間で等しく共有し、今後のまちづくりの指針とすべきものです。

本計画を本地区の土地所有者である財務省に提示し、本計画に沿って土地処分が図られるよう、要請するものです。

### 3 本地区の位置付け

本地区は、府中都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 4 月）において、「大規模土地利用ゾーン」として位置付けられており、今後、多摩地域の都市活力を維持・発展させるうえで、重要な場所にあると考えられます。

また、府中都市計画に関する基本的な方針においても、「大規模土地利用ゾーン」として、「土地利用計画に基づいた各種施設整備と、周辺の都市基盤整備との連携を図ることで、周辺環境との調和に配慮しつつ新たな都市空間を創出する」と位置付けられています。

### 4 跡地利用のビジョン

#### (1) 基本的な考え方

本地区周辺は、浅間山の自然環境や都立府中の森公園などの大規模な緑の環境資源が分布することから、既存樹木を活用しつつ緑豊かな都市空間の創出を図ります。ま

た、隣接する低層住宅地の落ち着いた環境と調和した魅力ある都市景観形成を図りながら、自然環境に囲まれた研究開発機能及び周辺の居住機能が調和・共存できるまちづくりを目標とします。

## (2) ビジョン

### ア 豊かな緑の自然環境との共生と良好な景観の形成

緑の環境資源である浅間山や府中の森公園とのネットワークと、既存の樹木を生かした施設づくりに配慮して、緑豊かな質の高い都市空間を創出します。

### イ 安全で快適な道路ネットワークの形成

留保地の新たな土地利用に際して、開発形態に応じた安全で快適な道路基盤整備の誘導と、歩行者等の周辺住宅地へのアクセス性の向上に資する交通動線を確保します。

### ウ 研究開発機能と居住機能の調和

大規模な研究開発機能と周辺住宅地との調和を図るため、研究施設建築物の立地形態に配慮するとともに、豊かな緑による緩衝帯を形成します。

## 5 土地利用の考え方

### (1) 基本的な考え方

豊かな緑の自然環境や近接する芸術・文化機能の立地を生かし、研究開発機能と居住機能及び自然環境が調和・共生する、魅力ある景観形成に配慮したまちづくりを図るため、土地利用の方針を次のように定めます。

#### ア 住宅ゾーン

周辺の緑豊かな自然環境や芸術・文化施設と、隣接する低層住宅地の環境と調和した、ゆとりと潤いのある居住環境を有する住宅地の形成を誘導します。

#### イ 研究施設ゾーン

既存樹木を可能な限り保全・活用して、敷地の周囲に緑地などのオープンスペースを十分に確保し、緑豊かな景観形成を図ります。さらに、住宅地及び公園との調和・共生を図るため、住宅地との緩衝空間となる安全で快適な道路空間及び豊かな沿道緑地帯などを配置します。

また、施設建築物については、周辺の低層戸建住宅地の環境との調和やまち並みの形成に配慮した適切な形態とします。

#### ウ 公園緑地ゾーン

既存樹木の活用とともに、周辺の公園等との緑のネットワークに配慮して公園の整備を行います。

### (2) 利用イメージ

#### ア 住宅ゾーン

周辺住宅地に配慮した、ゆとりと潤いのある住宅地を形成します。

#### イ 研究施設ゾーン

豊かな緑に囲まれた研究施設の立地を図ります。

## ウ 公園緑地ゾーン

周辺の公園や住宅地等のまち並みと調和した公園を整備します。

## 6 公共施設等の整備の考え方

### (1) 区画道路

住宅ゾーン、研究施設ゾーン及び公園緑地ゾーンを明確に区分する空間として、また、上下水道の基盤及び地区内交通の主要動線となる区画道路を整備します。

さらに、住宅ゾーンの開発に際しては、地区内及び周辺の道路ネットワークに配慮した整備を進めます。

### (2) 環境緑地等

緑豊かで良好なまち並みを形成するために、道路に面する部分に環境緑地を配置します。

### (3) 歩行者動線

緩衝空間となる沿道緑地帯の配置、緑の連続性に配慮した歩行者空間のネットワーク形成を目指して、環境緑地、歩道状空地の適切な整備を図ります。

## 7 建築物等の整備方針

### (1) 住宅ゾーン

ゆとりある住宅地の形成を誘導するため、建築物等の用途の制限及び壁面の位置の制限を定めます。

また、周辺住宅地と調和したまち並みを形成するために、建築物等の高さの最高限度を導入します。特に、既存住宅地に配慮し、住宅地との敷地境界付近では低層に抑えるなど、段階的な高さ制限を設定します。

そして、緑豊かな住宅地の形成を誘導するために、垣またはさくの構造の制限、建築物等の緑化率の最低限度を定めます。

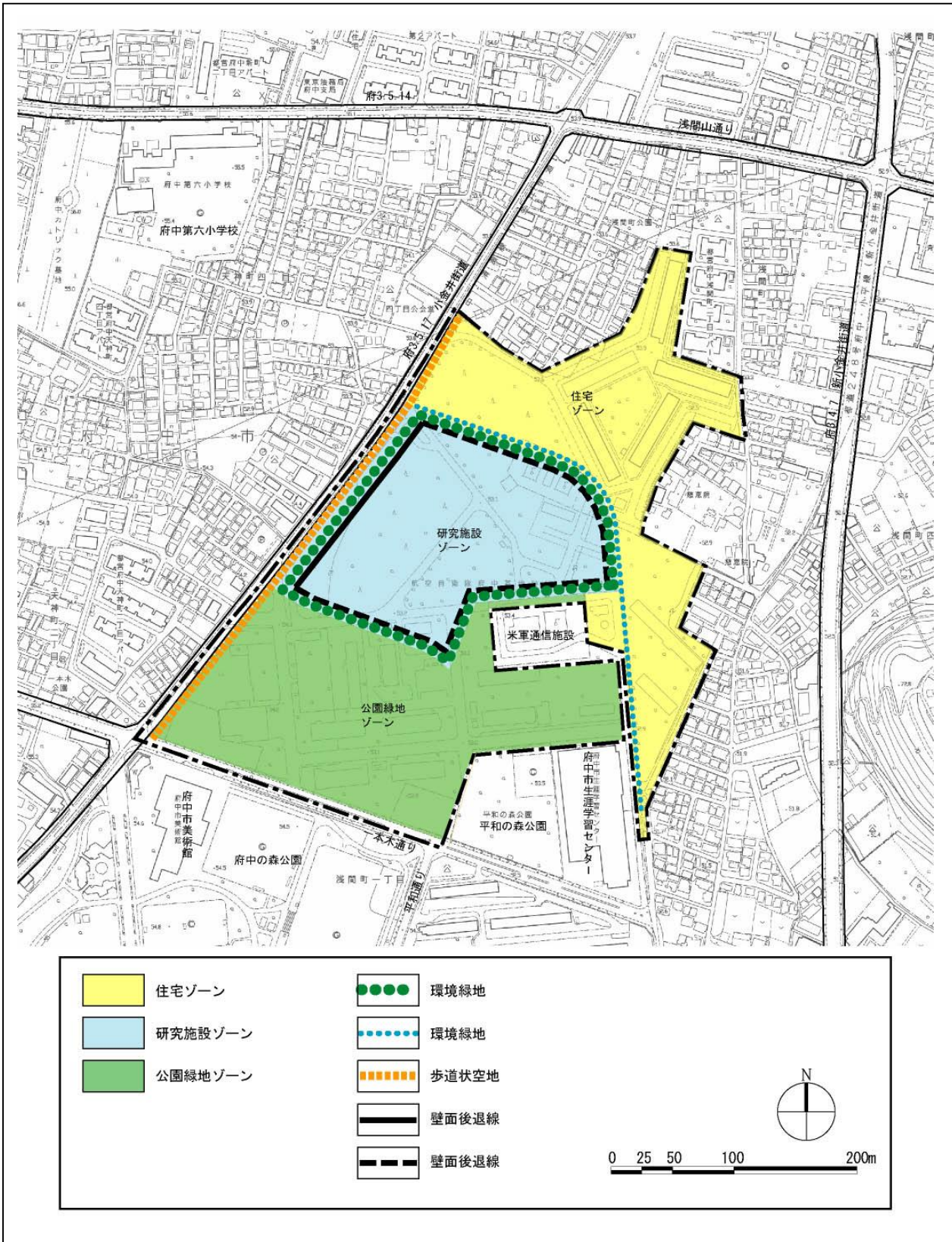
### (2) 研究施設ゾーン

道路境界との緩衝空間を確保するために、壁面の位置の制限を定めるとともに、既存緑地の保全や緑地確保を図るため、建築物等の緑化率の最低限度を定めます。

また、建築物の配置との関係を踏まえつつ、周辺市街地における建築物の高さのバランスを考慮し、建築物等の高さの最高限度を定めます。

なお、研究機能の維持、保全を図るため、建築物等の用途の制限を定めます。

【府中基地跡地留保地土地利用計画図】



## 8 整備の進め方

### (1) 地域地区見直し及び地区計画決定（平成20年度～）

想定する土地利用にふさわしい地域地区への見直しを行うとともに、周辺市街地との調和と良好な景観形成を図るための地区計画を決定します。

### (2) 事業化（都市計画決定後～）

住宅ゾーン及び研究施設ゾーンについては、地区計画を踏まえ、適切なまちづくりの実現に向け協力を求めています。

公園緑地ゾーンについては、平成20年度に改定を行う緑の基本計画に沿って、現状の樹林地を生かした地域の緑の拠点として整備します。

## 9 今後の検討の継続について

(1) 府中都市計画に関する基本的な方針における地域別まちづくり方針の策定を進める中で、当地区周辺を含めたまちづくりの将来像について、地域住民と行政が共有化を図ります。

(2) 住宅ゾーン及び研究施設ゾーンの整備においては事業主体が、近隣住民に対して十分に周知しながら事業を推進します。

(3) 跡地のまちづくりが円滑に行われるように、今後参画する事業者等を含めて、関係者は相互に協力しながら、本利用計画の実現に向けて推進します。

## 資料 4

### 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム設置要領

(趣旨)

第1 府中基地跡地留保地の活用方法等について検討するため、府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について調査及び協議し、その結果を府中市経営改革推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

- (1) 府中基地跡地留保地活用に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) 府中基地跡地留保地土地利用計画の素案作成に関する事項

(組織)

第3 プロジェクトチームは、委員長が任命する各課から選出された職員（以下「メンバー」という。）11人をもって組織する。

(メンバーの任期)

第4 メンバーの任期は、委員長の任命を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、メンバーの互選による。
- 3 リーダーはプロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの会議)

第6 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

- 2 プロジェクトチームは、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 リーダーは、必要があるときは、プロジェクトチームの会議にメンバー以外の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(庶務)

第7 プロジェクトチームの庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第8 ここで定めるもののほかプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム構成委員選出部課

No.	部課	所掌事務
1	政策総務部政策課	庶務・全体調整等に関すること
2	政策総務部財政課	財政に関すること
3	行政管理部財産活用課	用地取得等に関すること
4	行政管理部防災危機管理課	地域防災、災害対策等に関すること
5	生活環境部環境政策課	自然環境の保全等に関すること
6	生活環境部地域安全対策課	交通、防犯等に関すること
7	文化スポーツ部ふるさと文化財課	埋蔵文化財等に関すること
8	都市整備部管理課	道路、インフラ等に関すること
9	都市整備部計画課	都市計画、まちづくり等に関すること
10	都市整備部公園緑地課	公園、緑地等に関すること
11	都市整備部下水道課	下水道に関すること



## 府中基地跡地留保地活用基本方針

発行日 平成28年2月

編集・発行 府中市政策総務部政策課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042(364)4111(代表)

042(335)4006(直通)

FAX 042(336)6131

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>



① ほつとするね 緑の府中

府中市